

Ⅲ ライフステージ別の歯科口腔保健対策

すべてのライフステージに応じた具体的な施策展開を行うため、本計画は、妊産婦期、乳幼児期、学齢期、成人・高齢期という4つのライフステージ及び特に配慮が必要な人に分け、それぞれに必要な歯科口腔保健対策について記載しています。

成人と高齢者については1つのライフステージとし、特に配慮が必要な人についてはそれぞれ、特徴をふまえた対策が必要であることから、要介護者、障がい児者に分けて記載しました。

また、各ライフステージは、(1)現状と課題 (2)取組の方向性と目標 (3)県の取組の方向と関係機関・団体等に期待される役割 の3つの側面で構成しています。

各ライフステージ間で歯科口腔保健に対する取組が、切れ目なく行われていくことが必要です。

妊産婦期の歯科口腔保健対策

(1) 現状と課題

- 妊産婦の歯科口腔保健の現状についてはこれまで十分な把握ができておらず、把握に努める必要があります。
妊産婦期は、自分の歯や口の健康、生まれてくる子どものむし歯、歯並び等に関心を持つようになるため、妊婦教室等を通じて早い段階から情報提供していくことが必要です。
- 現在、7市町で妊婦歯科健診を実施していました。産科医療施設の歯科健診受診勧奨等に答えるためにも、今後さらに広めていくことが必要です。
- 本県では17の市町で母子健康手帳交付時を利用した個別相談や妊婦教室などの健康教育が実施されていますが、歯科口腔保健指導の貴重な機会として内容のさらなる充実が必要となっています。
母子健康手帳には歯科健診の受診記録を記載する箇所がありますが、あまり活用されておらず、妊婦歯科健診の積極的な受診勧奨と記録の記載が必要です。

- 産科医療機関等において、妊産婦期に歯科保健指導を実施している施設は約半数でした。入院中及び産後については、ほとんどの施設が未実施であり、妊産婦の歯科保健指導や歯科健診受診機会の確保のため、産科医療機関等との協力体制の整備が必要です。
- 県、市町村、医療機関とが連携し、妊産婦に接する機会を活用した歯の健康教育のさらなる普及が必要です。

(2) 取組の方向性と目標

- 妊産婦に対する口腔ケアの重要性についての普及、啓発の推進
- 妊産婦に対する歯科健診の普及やかかりつけ歯科医への受診勧奨
- 妊婦教室等を利用した妊産婦等への歯科保健教育・歯科相談の推進

目 標

- ① 妊娠中の歯科健診受診者の増加
- ② 産科医療機関等における妊産婦の歯科保健指導の実施率 目標値 100%
(妊娠中～産後1か月健診時 56.3%：平成29年度)
- ③ 市町村における妊産婦対象の歯科に関する健康教育・個別指導の実施率
目標値 100% (18市町村)
(94.4% (17市町)：平成29年度)

(3) 県の取組の方向と関係機関・団体等に期待される役割

すべてのライフステージでむし歯、歯周病等の予防および治療の必要性についての啓発が必要ですが、特に、妊娠・出産に伴い、妊産婦の口腔状況は変化するため、妊産婦教室等の内容に歯科保健を盛り込んだり、妊産婦歯科健診を実施するなど、母子保健事業の一環として実施することが重要です。また、妊婦自身の歯や口腔の健康管理に加えて、乳児の口腔管理に関する指導も実施することが必要となります。

① 県

- 県内の市町村や歯科保健関係者、産科医療機関等における妊産婦の歯や口の健康管理等歯科保健に関する情報提供を行うとともに、課題や解決策について提言します。
- 市町村に対して、妊婦学級の中に歯科保健指導を取り入れたり、妊婦歯科健診を実施することなどを働きかけます。
- ヘルシースタートおおいた地域推進専門部会等を通して、市町村、産科医療機関等に妊産婦の歯科保健指導の実施や歯科健診受診勧奨等への協力を働きかけます。
- 食育の重要性についての普及啓発に努めます。

② 市町村

- 妊産婦教室に歯や口の健康管理の内容を盛り込んで実施するなど、健康教育の充実に努めます。
- 妊婦歯科健診の実施や歯科保健指導の充実に努めます。
- 母子健康手帳交付の時間を活用して、歯科健診の受診勧奨や歯科口腔保健指導の実施や食育の普及に努めます。

③ 歯科医師会・歯科衛生士会

- 妊産婦に対して、歯科健診の受診を勧奨するとともに、妊娠中の歯や口の健康管理の重要性を広く啓発します。
胎児期からの歯の健康づくりに必要な情報を提供するよう努めます。
- 市町村が実施する歯科口腔保健事業に積極的に協力するとともに、歯科保健従事者の資質向上に取り組みます。
- 産科医療機関等と連携し、かかりつけ歯科医として、妊娠週数に合わせた適切な歯科医療や、歯科保健指導を提供します。

④ 医療関係者

- 産科医療機関等は、妊産婦に歯科治療が必要な場合には歯科医療機関と連携するほか、妊産婦に対して歯科保健に関する意識啓発に努めます。
- 妊産婦に対し、歯科健診の受診を勧奨します。

⑤ 本人・家族

- 妊娠中から定期的に歯科健診を受け、むし歯や歯周病の予防、早期治療に努めます。
- 自分の歯や口の健康管理に努めるとともに、胎児の乳歯の歯質の石灰化や永久歯の歯牙形成に母体の健康状態が大きく影響することを自覚し、バランスのとれた栄養摂取に努めます。
- 妊婦教室等に参加し、自分のことだけでなく、出産後の赤ちゃんのむし歯予防や口腔機能を考慮した離乳食の与え方などの知識を妊娠中から身につけるよう努力します。
- 妊婦の家族は、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、歯科を含む母体の健康管理について主体的に取り組むよう支援します。

乳幼児期の歯科口腔保健対策

(1) 現状と課題

- 本県の1歳6か月児と3歳児の一人平均むし歯数やむし歯をもつ者の割合は、年々減少しているものの、全国平均を上回っている状況が続いており、特に個人差、地域格差が認められます。
- 保育所や幼稚園では、歯科健診は比較的实施されているものの、園児や保護者に対する健診後の指導、職員の研修やフッ化物塗布、フッ化物洗口等のむし歯予防への取組は十分に実施されていない状況です。
- 育児放棄等の児童虐待と子どものむし歯との関連が指摘されており、乳幼児歯科健診、歯科治療においても適切な対応が求められています。
- 乳幼児期の食習慣、環境が成人以降の生活習慣病や心の健康にも関係しているとの報告もあり、この時期の正しい食習慣の確立が必要です。
- むし歯が増加する1歳6か月から3歳になるまでの間に、歯科健診を行い適切な歯科保健指導を受ける機会を確保することは、幼児のむし歯対策に有効です。現在、2歳児歯科健診を実施している市町村は7市町村ですが、健診も含め、歯科医院で使用できるフッ化物塗布券を配布しているところも4市町あり、その間の歯科健診の拡大が必要です。
- 現在、すべての市町村が1歳6か月から3歳になるまでの間にフッ化物塗布を行っておりますが、それ以降のフッ化物塗布及び4歳児以降のフッ化物洗口につなげていくことが必要です。
- 平成28年度に実施した県民健康意識行動調査によると、フッ化物の使用がむし歯予防に効果があることを知っている人は78.7%にとどまっております。今後も積極的な啓発が必要です。

(2) 取組の方向性と目標

- 乳幼児歯科健診の推進と歯科保健指導の充実
- むし歯予防のための生活習慣の確立
- フッ化物利用等による効果的な歯科保健対策の普及
- むし歯予防教室や食育の一環としての歯の健康教育の推進
- コンクール事業等による歯の健康づくりの普及・啓発

目 標

- | | | | |
|---|---------------------------------|-----|-----------------------|
| ① | 3歳児の1人あたりむし歯本数 | 目標値 | 0.8本以下 |
| | | | (0.92本：平成27年度) |
| ② | 3歳児のむし歯のない者の割合 | 目標値 | 80%以上 |
| | | | (76.3%：平成27年度) |
| ③ | 2歳児歯科健診を実施する市町村の増加 | | (7市町村：平成27年度) |
| ④ | 市町村でのフッ化物塗布等事業実施率 | 目標値 | 100% |
| | | | (100% (18市町村)：平成28年度) |
| ⑤ | フッ化物洗口を実施する保育所、幼稚園の増加 | | (101か所：平成27年度) |
| ⑥ | フッ化物の使用がむし歯予防に効果があることを知っている人の割合 | 目標値 | 100% |
| | | | (78.7%：平成28年度) |

(3) 県の取組の方向と関係機関・団体等に期待される役割

大分県の3歳児における一人平均むし歯本数は0.92本で、全国で8番目に多く（平成27年度）、きわめて悪い状況です。

乳幼児期の乳歯は、非常にむし歯になりやすいため、むし歯の早期発見・早期治療とともに、予防を中心とした効果的な歯科保健対策の充実が必要です。

① 県

- 歯科健診等のデータを分析し、必要な対策について助言を行うなど、技術的な支援を行います。

- 地域ごとに歯科保健検討会を開催し、課題の解決に向けて連携して取り組みます。
- むし歯予防のためのフッ化物塗布やフッ化物洗口等を実施する施設・市町村に対して、技術的・専門的な支援を行います。
- 母子歯科保健事業に従事する歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等に対する研修を行うなど、人材育成に努めます。
- 母子歯科保健に関する最新の情報や国の動向等の収集に努めるとともに、関係機関への情報提供に努めます。
- 多数のむし歯が放置されている幼児への対応について、児童虐待も含めた対応を行っている先進事例の情報提供等に努めます。
- 正しい食習慣を身につける食育の推進に努めます。

② 市町村

- 乳幼児歯科健診の受診率向上と歯科保健指導の充実を図ります。
- むし歯予防のためのフッ化物利用等に関する情報提供や正しい歯みがき方法等の保健指導を行うとともに、フッ化物塗布事業の継続に努めます。
- 家庭での歯の健康づくりを支援するため、むし歯予防教室や離乳食教室等あらゆる機会を利用して、歯科保健教育の実施に努めます。
- 2歳児を対象として歯科健診や歯科保健指導を行います。
- 正しい食習慣を身につける食育の推進に努めます。

③ 歯科医師会・歯科衛生士会

- 市町村・保育所等が実施する母子歯科保健事業に積極的に協力するとともに、事業に従事する歯科医師、歯科衛生士の資質の向上を図ります。
- 市町村、保育所等に対して、正しい歯みがき方法やフッ化物利用をはじめとしたむし歯予防方法について情報提供並びに指導を行います。
- 歯の健康づくりと食育との関係についての普及啓発に努めます。
- 母乳とむし歯との関係等についての普及啓発に努めます。
- かかりつけ歯科医として、定期歯科健診やフッ化物塗布等の予防処置を実施します。
- よい歯のコンクール等、歯の健康づくりに関する普及啓発に努めます。
- 児童虐待が疑われる者の対応について、対応マニュアル等の活用や、要保護児童対策地域協議会への参画等について検討します。

④ 保育所、幼稚園

- 園児の歯科健診の実施も含め、保育所・幼稚園における歯科保健指導の充実に努めます。
- 園児に対して、むし歯予防のための健康教育や生活指導を行います。
- 保護者に対して、むし歯予防のための生活習慣を確立するよう促します。
- 園でのフッ化物洗口事業等の実施に努めます。
- 保育士、幼稚園教諭等に対して、歯科口腔保健に関する研修機会の確保に努めます。
- 正しい食習慣を身につける食育の推進に努めます。

⑤ 本人・家族

- バランスのとれた食生活、正しい歯みがき方法や仕上げみがき等、歯や口の健康づくりに取り組みます。
- かかりつけ歯科医をもち、歯科健診・指導及びフッ化物塗布等を受けるよう努めます。
- 保護者は乳幼児がよく噛み、味わって食べるよう食事の指導を行うとともに、落ち着いて食事がとれるような環境づくりに努めます。

学齡期の歯科口腔保健対策

(1) 現状と課題

- 学齡期も乳幼児期と同様、12歳児における一人平均むし歯本数、むし歯をもつ者の割合は年々減少しているものの、全国平均より高い状況が続いています。
- 平成28年度の
 - 小学生のむし歯のない者の割合は、男子 35.5%、女子 38.8%
(全国平均 男子 49.5%、女子 52.9%)
 - 中学生のむし歯のない者の割合は、男子 45.8%、女子 45.6%
(全国平均 男子 63.7%、女子 61.3%)
 - 高校生のむし歯のない者の割合は、男子 41.9%、女子 39.7%
(全国平均 男子 52.7%、女子 48.9%)で、いずれも全国平均を下回っています。
- 永久歯のむし歯予防対策として全国各地で行われているフッ化物洗口の取組が始まっており、現在、県内でフッ化物洗口を実施している学校は、小学校96校、中学校10校です。(平成29年7月21日現在) 事業の普及のための正しい情報提供や実施に向けた技術支援が必要となります。
- 第一大臼歯に高いむし歯予防効果が確認されているシーラント(樹脂等を用いた溝埋めによるむし歯予防法)についても、歯科医療機関との連携のもと普及することにより、さらにむし歯の減少が期待できます。
- 生涯にわたる健康づくりの基盤を形成し、心身ともに成長が図られる時期です。学校における保健教育において、歯・口の健康づくりについても、食育の観点から、良好な食習慣など生活習慣の基礎を身につける必要があります。
- 学校においては、健康問題を研究協議・推進する組織である学校保健委員会を活用し、歯科口腔保健データの集積や検討を行うことが必要です。

- スポーツによる歯の破折、脱臼等の損傷に対する対策として、マウスガード（スポーツ用マウスピース）の普及が必要です。また、スポーツドリンクの過剰摂取による歯の表面のむし歯にも注意が必要です。
- むし歯以外にも、食生活などの環境の変化や口腔清掃状態の悪化による歯肉炎の罹患、歯列不正、顎関節症等も問題となっており、歯科口腔保健知識の普及が必要です。

（2）取組の方向性と目標

- 正しい情報に基づいた安全な方法でのフッ化物利用等による効果的な学校歯科保健対策の推進
- 学校歯科健診や歯科保健指導の充実
- 児童一人ひとりが自主的に歯の健康管理を実施できるよう、保健学習・保健指導における歯の健康教育の推進
- 歯の破折、脱臼等の予防対策としてのマウスガードの普及推進
- 食育の一環としての歯・口の健康づくりの推進
- 保護者や学校に対する情報提供の推進
- 図画ポスターコンクール等による歯の健康づくりの普及啓発
- 歯周病対策の推進

目 標

- ① 12歳児の1人あたりむし歯本数 目標値 1.0本以下
(1.4本：平成28年度)
- ② 12歳児でのむし歯のない者の増加 目標値 60%以上
(50.7%：平成28年)
- ③ 小学生のむし歯のない者の割合 目標値 男女とも45%以上
(男子35.5%、女子38.8%：平成28年度)
- ④ 中学生のむし歯のない者の割合 目標値 男女とも55%以上
(男子45.8%、女子45.6%：平成28年度)
- ⑤ 高校生のむし歯のない者の割合 目標値 男女とも45%以上
(男子41.9%、女子39.7%：平成28年度)
- ⑥ 学校保健委員会等の設置率 目標値 100%
(小学校 98.8%、中学校 99.2%：平成28年度)
- ⑦ フッ化物洗口を実施する学校の増加

(3) 県の取組の方向と関係機関・団体等に期待される役割

小学校から中学、高等学校にかけての時期は、健康な生活を送るための保健知識を学び、基本的な生活習慣を身につける重要な時期であるため本人の努力に加えて県、市町村をはじめとする各関係機関が支援する必要があります。

大分県では、永久歯のむし歯予防対策として全国各地で行われているフッ化物洗口の取組が始まったばかりであり、「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年1月14日 厚生労働省医政局長 健康局長）に基づく、正しい方法での実施拡大に向け普及啓発や支援が必要です。

① 県

- 市町村、関係機関・団体等に対し、フッ化物利用やシーラント等の効果的なむし歯予防方法について普及啓発を行い、実施を希望する施設に対して、技術的・専門的な支援の実施に努めます。
- 市町村ごとの状況把握を含めた、歯科口腔保健データの収集・解析を行い、歯科保健事業の計画から評価までができるよう努めます。
- 関係機関が連携して、取り組むことのできる体制づくりを推進します。
- 学校や家庭での歯の健康づくりの実践を支援するため、歯の健康に関する情報の積極的な提供に努めます。

② 県教育委員会

- 歯科保健教育を担当する教職員等の育成・資質の向上に努めます。
- 学校歯科保健に関する最新の情報や国の動向等の情報収集に努め、市町村教育委員会や学校等へ情報提供を行います。
- 学校における歯科健康診断のデータ等を集計・分析し、関係機関への情報提供に努めます。
- フッ化物を利用した歯科保健事業の実施について市町村の取組を支援します。

③ 市町村・市町村教育委員会

- 学校や家庭での歯の健康づくりの実践を支援するため、歯の健康に関する情報の積極的な提供に努めるとともに、学校における歯科保健のデータ等の収集に努めます。
- 保護者、学校等に対し、フッ化物利用やシーラント等の効果的なむし歯予防方法について普及啓発を図ります。
- フッ化物を利用した歯科保健事業の実施を推進します。

④ 歯科医師会・歯科衛生士会

- 学校歯科健診や歯科保健教育に積極的に協力し、きめ細かな指導を行うとともに、学校保健委員会に参加し、学校歯科保健従事者の資質の向上を図ります。
- 保護者、学校等に対し、フッ化物利用やシーラント等の効果的なむし歯予防方法について普及啓発を図ります。
- かかりつけ歯科医として、定期歯科健診、フッ化物塗布・シーラント等の予防処置を実施します。
- 保護者、関係団体・機関、PTA・学童保育の関係者等に対して、歯みがき、フッ化物利用（フッ化物配合歯磨剤・フッ化物洗口等）をはじめとしたむし歯予防方法、マウスガード等について最新の情報を提供と普及に努めます。
- 図画ポスターコンクール等、児童生徒の歯の健康づくりに関する普及・啓発に努めます。

⑤ 学 校

- 学校保健安全法に基づく学校歯科健診を実施し、要指導の児童・生徒に対する歯科保健指導の充実に努めます。
- 食育の一環として、歯と口の健康の大切さに関する授業を行うなど、児童、生徒の歯科保健教育の充実に努めます。
- 学校保健委員会を開催し、児童、生徒の歯科保健のデータを分析して、必要な対策を講じます。
- 歯の破折、脱臼等の予防対策としてのマウスガードの普及を推進します。

⑥ 本人・家族

- 歯科保健に関心を持ち、口腔の健康を考え、自己の口腔状況を把握するよう努めます。
- 生活のリズムを整え、規則正しい食習慣を確立するよう努めます。
- 栄養のバランスがとれ、むし歯予防になるような間食の取り方の工夫をするよう努めます。
- よく噛みおいしく味わえるような食事を楽しむ環境づくりに努めます。
- 保護者は、本人の定期的な歯科健診の受診機会を確保するとともに、早期治療に努めます。

成人・高齢期の歯科口腔保健対策

(1) 現状と課題

- 歯周病は、自覚症状なく進行するため、重症化してはじめて自覚することが多いのが現状です。
平成28年に実施した県民歯科健康状況実態調査（以下平成28年実態調査）によると、40歳代で進行した歯周炎に罹患している人（4mm以上の歯周ポケットを有する人）の割合は 68.4 %であり、また、60歳で 24本以上自分の歯を有する人の割合は 77.1%、80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合は 55.1%となっており、自分の歯を有する者の割合が多くなる一方、歯周炎も増えています。
- 早期発見、予防には健診の実施と適切な口腔衛生指導が必要ですが、成人を対象とした歯科健診の機会は十分でなく、高校卒業以降は行政が行う歯科健診は少ないため、地域・職域に歯科健診を広めていく必要があります。平成28年に実施した県民健康意識行動調査（以下平成28年行動調査）によると 20歳以上で定期的に歯科健診を受けている人の割合は、26.5%となっています。
- 歯周病の予防は個人で行うセルフケアに加えて、歯科専門職による定期的な歯石除去や歯面清掃を受けることが重要です。かかりつけ歯科医の普及等を図り、歯科健診後の治療及び継続管理を受けられるようにする必要があります。
- 歯周病の予防には、歯みがきだけではなく、歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ）の利用が有効ですが、平成28年行動調査によると、40～50歳代における歯間部清掃用器具を併用している者の割合は 47.5%であり、さらなる普及が必要です。
- 喫煙が歯周組織に与える影響についても、平成28年行動調査によると、「喫煙が歯周病の誘引であることを知っている」人の割合は36.2%と十分認識されているとはいえ、喫煙と歯周病との関係については、早い時期から普及啓発する必要があります。

- 糖尿病が歯周病を悪化させ、また、歯周病にかかると糖尿病が悪化するなど、歯周病と全身疾患にも密接な関係があることも明らかになっており、生活習慣病予防の点からも歯周病の予防について普及啓発する必要があります。
- 現在、歯周病検診を実施する市町村は 11市町村（平成29年度）であり、増加傾向にありますが、保険者努力支援制度の対象事業でもあるため、今後一層の普及の推進を行う必要があります。
- 事業所における歯科健診についても十分とはいえず、今後も歯の健康づくりの重要性を事業所等に啓発する必要があります。
- 歯の喪失により、義歯の使用が増えるとともに、歯根部や義歯の金具がかかっている歯のむし歯が多くなってきます。そのため、義歯の清掃方法や義歯をはずした後の口腔清掃方法の指導も必要となります。
- 介護予防事業における口腔機能向上プログラムの実施市町村は、平成28年度では 14市町村となっていますが、対象者の選定や参加勧奨、専門職種の確保等が困難な状況にあります。
- 誤嚥性肺炎予防やがんの治療などの観点からも口腔ケアが重要であるため、歯科医師会、医師会等が連携し、口腔ケアの普及啓発を行う必要があります。

（2）取組の方向性と目標

- 歯周病検診の普及及び歯周病予防のための健康教育・相談の推進
- かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診、歯科保健指導の勧奨
- 歯間部清掃用器具使用の普及啓発
- 事業所による歯科健診・歯科保健指導の普及
- 全身の健康と歯の健康、義歯の使用等に関する知識の普及
- 高齢者のよい歯のコンクール等による歯の健康づくりの普及啓発
- 各種関係機関（県、市町村、歯科医師会、歯科衛生士会、事業所等）が連携した普及啓発等の推進

目 標

- ① 60 歳代における咀嚼良好者の増加 目標値 80%以上
(72.5%：平成28年)
- ② 60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合 目標値 65%以上
(77.1%：平成28年)
- ③ 80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合 目標値 45%以上
(55.1%：平成28年)
- ④ 40歳代で進行した歯周炎に罹患している人 目標値 35%以下
(4mm以上の歯周ポケットを有する人) の割合を減らす。
(68.4%：平成28年)
- ⑤ 20歳以上で定期的に歯科健診を受けている人の割合 目標値 65%以上
(26.5%：平成28年度)
- ⑥ 40～50歳代における歯間部清掃器具を併用している人の割合
目標値 60%以上 (47.5%：平成28年度)
- ⑦ 喫煙が歯周病の誘引であることを知っている人の割合 目標値 100%
(36.2%：平成28年度)
- ⑧ 市町村での歯周病検診の実施率 目標値 100% (18市町村)
(61.1%：11市町村：平成29年度)
- ⑨ 口腔機能向上プログラム(口の体操等)を実施する市町村の増加
目標値 18市町村
(14市町：平成28年度)

(3) 県の取組の方向と関係機関・団体等に期待されている役割

歯周病が進行する時期であるため、定期的な歯科健診や歯科保健指導、かかりつけ歯科医等による定期的な歯石除去や歯面清掃を受けること等の普及啓発が重要となります。

① 県

- 歯や口の状況や歯周病予防等の歯科保健に関する情報、国の動向等を把握し、市町村や関係機関・団体への情報提供に努めます。
- 県民の歯や口の状況を把握するため調査を行います。
- 市町村や事業所に、歯科健診の必要性について働きかけるとともに、技術的支援を行います。
- 地域ごとに歯科保健検討会を開催し、課題の解決に向けて連携して取り組みます。

- 歯科保健関係者の資質向上のための研修を行います。
 - 市町村が実施する地域支援事業等において口腔機能向上プログラムの普及定着を図るため、人材育成や技術的な助言・指導等に努めます。
 - 介護予防従事者（訪問介護・通所介護）に対する研修を実施するなど、人材育成に努めます。
- ② 市町村
- 健康増進法に基づく歯周病検診や健康教育、健康相談等を実施し、定期健診を受けることやかかりつけ歯科医をもつこと等成人の歯の健康づくり事業の充実に努めます。
 - 介護予防事業としての口腔機能向上プログラムの実施に努めます。
 - 歯と口の健康週間や健康まつり等の機会を活用して、住民に対する普及啓発に努めます。
 - 歯科保健の施策を検討するために、歯科に関する連絡会議を開催し、関係機関・団体との連携を図っていきます。
 - 広報等を通して歯と口の健康に関する正しい情報を提供します。
- ③ 歯科医師会・歯科衛生士会
- 市町村や事業所が実施する歯科口腔保健事業に積極的に協力し、各個人にあったきめ細やかな歯科健診・指導を行うとともに、歯や口の健康づくりの重要性の啓発を行います。
 - 市民歯科フォーラム等の場で、一般的なむし歯や歯周病の予防方法の周知に加え、歯科疾患と糖尿病を含めた全身との関係等の専門的な知識の普及啓発に努めます。
 - かかりつけ歯科医として、定期歯科健診・保健指導、歯石除去、フッ化物を利用したむし歯予防等を行います。
 - 医療保険者に対して、特定健診・特定保健指導における歯科保健指導等についての情報を提供します。
 - 市町村が行う介護予防事業の口腔機能プログラムへの協力、支援に努めます。
 - 高齢者の歯のコンクールやシンポジウム等により、歯の健康づくりの普及・啓発の充実に努めます。
 - がん治療等における口腔ケアの普及啓発に努めます。

④ 事業所

- 従業員の健康管理の一環として、歯の健康づくりの重要性の普及啓発を図るとともに、定期歯科健診や歯科保健指導を実施するよう努めます。

⑤ 本人・家族

- 日頃から、バランスのとれた食生活、正しい歯みがき、歯や口の健康づくり等を家庭や地域全体で取り組みます。
- 歯間部清掃用器具（デンタルフロスや歯間ブラシ等）を積極的に使用します。
- かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診、歯石除去、歯面清掃等の予防処置を受けます。さらに、義歯を装着している人は、義歯の手入れ方法についても指導を受けることとします。

特に配慮が必要な人に対する歯科口腔保健対策

1 要介護者の歯科口腔保健対策

(1) 現状と課題

- 在宅で療養している要介護者においては、歯科医療機関への通院が困難であるほか、在宅歯科診療で治療を希望しても、移動困難、往診歯科医師がいない等で治療をあきらめている人も多いのが現状です。
- 全身的な問題や歯科往診機器の不足等で、十分な歯科医療を受けることが困難な状況も認められます。
- 施設においては入所者の口腔を清潔に保つための、歯みがき介助、義歯の清掃、舌苔^{ぜつたい}の除去等の口腔ケアを実施している施設も増加しています。しかし、入所者によっては手入れをいやがったり、吐き出しや飲み込みができない入所者もあり、全般的に業務が多忙であるなかで、個々に応じた口腔ケアの実施は困難な状況にあります。
- 高齢者の死因の上位を肺炎が占め、口腔内の不衛生による肺炎やインフルエンザ等の気道感染が多発していることなどから、日常生活を営む上で、口腔ケアの実施が重要となってきています。
- 要介護者に対する居宅療養管理指導において、歯科医師、歯科衛生士等による口腔管理が、十分に普及していない状況となっています。

(2) 取組の方向性と目標

- 訪問歯科診療の推進
- 訪問歯科診療実施に向けての関係機関との連携
- 要介護者に対応するかかりつけ歯科医の育成
- 介護保険施設、介護予防事業所等における口腔ケアの推進

目 標

- ① 介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加
目標値 50% (17.9%：平成29年)

(3) 県の取組の方向と関係機関・団体等に期待されている役割

要介護者にとって歯の健康は、全身の栄養状態を良好に維持し、「食べる」「味わう」「話す」楽しみを保ち、誤嚥性肺炎を予防する等の健康の保持、生活の質に重要な役割を果たしています。

一方で、摂食・嚥下障害を伴っていることも多く、誤嚥性肺炎の予防や栄養状態の改善という点からも、口腔機能の維持向上に積極的に取り組む必要があります。

① 県

- 要介護者に対応できるかかりつけ歯科医の育成、認知症の対応や訪問診療の普及を図るための研修会等を実施するなど、地域の歯科保健医療提供体制の充実に努めます。
- 訪問診療の普及を図るための必要な機器の整備に努めます。
- 要介護者に対する口腔ケアや摂食・嚥下障害対策の充実に努めるため歯科医師、歯科衛生士等の研修を実施するなど、人材育成に努めます。
- 要介護者等の歯科疾患の予防及び早期発見を図るため、歯科医師会をはじめとする関係機関との連携調整に努めます。
- 高齢者歯科保健や介護保険に関する最新の情報や国の動向等の情報収集に努め、関係団体・機関に提供します。

② 市町村

- 健康増進事業に基づく訪問指導、健康教育の充実に努めます。
- 訪問歯科診療における関係機関との連携調整に努めます。
- 家庭や施設での歯の健康づくりの重要性を啓発するため、歯の健康情報の積極的な提供に努めます。

③ 地域包括支援センター

- 歯科衛生士等の多職種連携による「地域ケア会議」を開催し、ケアプランに口腔ケアを取り入れます。

④ 歯科医師会・歯科衛生士会

- 施設、市町村等が実施する歯科保健事業、求めに応じた訪問歯科診療に積極的に協力するとともに、従事者の資質の向上を図るよう努めます。

- 歯科保健についての最新の情報を提供できるよう努めます。
- 要介護者に対するかかりつけ歯科医を育成し、定期歯科健診、訪問歯科診療、介護保険サービスの実施等に努めます。

⑤ 医療関係者

- 要介護者等の訪問診療等に対して助言や円滑な対応が行えるよう、医科歯科間の連携促進に努めます。
- 患者の全身の健康管理の一環として、口腔ケアに積極的に取り組みます。

⑥ 介護支援専門員

- 要介護者等における口腔機能向上のサービスについて配慮するとともに、訪問歯科診療においては関係者の連携促進に努めます。
- 要介護者のケアプラン立案にあたって、歯や口の健康に関する治療やケアを取り入れます。

⑦ 介護保険事業者

- 施設入所者や通所サービス利用者の健康管理の一環として、介護保険サービス等を利用した口腔ケアや定期歯科健診に積極的に取り組むよう努めます。
- 口腔ケアや摂食・嚥下障害に関する研修等に職員を積極的に派遣するなど、職員の資質の向上に努めます。

⑧ 本人と家族

- 家族は、要介護者の歯や口の健康と全身の健康との関係や、「食べる楽しみ」「話す楽しみ」の大切さを理解し、口腔のケアを積極的に行います。
- 要介護者の口腔ケア実施にあたっては、専門家のアドバイスを求め、効果的な実施に努めます。

2 障がいがある方に対する歯科口腔保健対策

(1) 現状と課題

- 県内の障がい者（児）関係施設における、定期歯科健診の状況は、通所施設では 2割、入所施設でも4割程度しか行われておらず、健診の機会が確保されていない状況にあります。
- 障がい者（児）については治療が困難な場合があるため、歯科疾患の予防が特に重要であり、フッ化物の利用を含め、予防への普及・啓発が必要です。
- 歯科治療を必要とする場合、多くの者が対応可能な近隣の歯科医院を受診すると答えており、一般の歯科医療機関において、障がい者（児）を診療する歯科医師の資質の向上、診療体制の整備が必要です。
- 県内の全身管理を伴う障がい者（児）の高度な歯科治療を行う歯科口腔保健医療機関は限られているため、連携体制の整備が求められています。

(2) 取組の方向性と目標

- かかりつけ歯科医による予防処置、早期発見・早期対応の推進
- フッ化物の利用等予防への普及・啓発
- 施設等における歯科保健対策の推進
- 保護者、施設職員等を対象とした研修の実施
- 大分県障がい者歯科医療協力医制度の推進
- 高次歯科医療機関の充実

目 標

- ① 障がい者（児）入所施設における歯科健診の実施率
目標値 80%以上 (40.5%：平成29年)
- ② 障がい者（児）の歯科治療に対応できる医療機関の増加

(3) 県の取組の方向と関係機関・団体等に期待されている役割

障がい者（児）は医療、介護の両面からの対応が不可欠であるとともに、疾病予防を目的とした歯科保健サービスの提供が特に重要となります。

① 県

- 大分県歯科医師会と連携し、障がい者歯科保健地域協力医育成事業等の実施により、障がい者（児）や難病の方々の歯科治療に対応できる歯科医師の確保に努めます。
- 地域の保健・医療・福祉関係機関の連携促進や制度の周知に努めます。
- 施設や在宅の障がい者（児）の歯科疾患の予防及び早期発見、早期対応を図るため、定期的な歯科健診やフッ化物塗布等の歯科保健対策の充実を推進します。
- 障がい者（児）歯科保健に関する最新の情報や国の動向等の情報収集に努め、関係団体・機関に提供します。

② 市町村

- 歯科保健サービスが必要な障がい者（児）や難病の方々の把握に努め、歯科医療機関、保健所等と連携し、適切な歯科保健サービスの情報提供等に努めます。

③ 歯科医師会・歯科衛生士会

- 大分県障がい者歯科保健地域協力医育成事業等障がい者歯科医療に関する研修を実施し、地域の障がい者（児）のかかりつけ歯科医として、相談、歯科健診、予防及び軽度の歯科治療を担います。
- 障がい者の歯科診療を行う施設である大分県口腔保健センターを運営し、他の障がい者歯科診療施設、地域協力医と協働し、軽度以上の障がい者の歯科治療を担います。
- 施設、特別支援学校、市町村等が実施する歯科保健事業に積極的に協力するとともに、従事者の資質の向上を図るよう努めます。
- 施設、特別支援学校、市町村等に対して、障がい者（児）歯科保健についての最新の情報を提供します。

④ 医療関係者

- 障がい者（児）の歯科的問題に円滑な対応が行えるよう、医科歯科間の連携促進に努めます。

⑤ 障がい者（児）関係施設・特別支援学校

- 入所者、児童生徒の健康管理の一環として、定期歯科健診や予防処置の機会を設けるなど、歯の健康づくりに積極的に取り組むよう努めます。
- 入所者や通所者、児童生徒の口腔衛生について歯科専門職の助言を求め、効果的な口腔ケアを実施します。

⑥ 本人・家族

- 日常生活の中で、自分でできる口腔の健康管理や歯の手入れを実践するよう努めます。
- 家族は、地域で障がい者（児）の歯科治療に対応する歯科医師をかかりつけ歯科医としてもち、本人の定期的な歯科健診の機会確保や早期治療に努めます。